

# 成田市防災ハザードマップの使い方

この防災ハザードマップは、普段から災害リスクを認識したうえで、自分が知っておくべき「危険箇所」「指定緊急避難場所・指定避難所」、「避難経路」、「家族との連絡方法」などの必要な情報を書き込んで、「自分や家族のハザードマップ」として使いましょう。

チェック

- ### 1 自宅の位置を確認する

まず、自宅の位置に印をつけましょう。
- ### 2 浸水や土砂災害などの危険区域を確認する

災害ごとのハザードマップを見て、自宅周辺が災害の危険区域になっていないか確認してください。
- ### 3 避難する場所を災害ごとに確認する

たとえば、洪水や、土砂災害のときには危険なため使用できない指定緊急避難場所などがあります。53ページの「指定避難所等一覧」で、災害ごとの指定緊急避難場所などを確認し、どのような災害が起きたときにはどこに避難するか、決めておきましょう。
- ### 4 安全な避難経路を考える

3で決めた指定緊急避難場所・指定避難所までの経路を考えましょう。早めに避難するのが一番ですが、すでに荒天となってしまった場合は「浸水の危険のある場所」を避ける、地震による避難の場合は「ブロック塀等の危険な場所を避ける」など、安全な経路を見つけておきましょう。
- ### 5 避難について家族や近所の人と話し合う

「周辺の危険箇所」「避難する場所」「避難経路」などについて、家族や近所の人と話し合っておきましょう。いざというときには、慌てず、声を掛け合って、最善の避難行動がとれるように心構えをしておきましょう。
- ### 6 自分たちの目で避難経路を確認する

指定緊急避難場所・指定避難所までの経路を、実際に家族や近所の人たちと歩いてみましょう。マップ上では気が付かなかった危険箇所や注意点など記録しておきましょう。
- ### 7 避難時の持ち出し品などを準備しておく

61ページの「備蓄品および非常時持ち出し品」を参考に、避難するときの持ち出し品など、必要なものを準備しておきましょう。

※本マップに収録している各種ハザードマップの区域は、「なりた地図情報」(https://www2.wagmap.jp/narita/Portal)の防災情報からも確認できます。ハザードマップの縮尺では見にくい場合は、こちらをご利用ください。  
 ※各ハザード情報は、一定の条件に基づき予測されたものであり、実際の災害時は想定を超える可能性があります。成田市は、本マップの利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。

# 避難に関する情報

一部気象庁ホームページから引用

## 市が発令する避難情報と国や県が発表する防災気象情報

洪水や土砂災害、河川の氾濫などの際に、5段階の「警戒レベル」を用いて、避難情報を発令します。  
**警戒レベル3【高齢者等避難】**や**警戒レベル4【避難指示】**が発令された際には、危険な場所から速やかに避難行動をとります。

危険度	避難情報等		防災気象情報	気象状況
	警戒レベル	避難行動等	警戒レベル相当情報(例)	
大	警戒レベル5 命の危険 直ちに安全確保!	すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等しましょう。	警戒レベル5相当情報 大雨特別警報 氾濫発生情報等	数十年に一度の大雨
危険度	警戒レベル4 危険な場所から 全員避難	過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておきましょう。台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておきましょう。	警戒レベル4相当情報 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報等	大雨の数時間 ~2時間程度前
	警戒レベル3 危険な場所から 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある人等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	警戒レベル3相当情報 大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報等	
	警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	大雨注意報・洪水注意報等 【気象庁が発表】	
小	警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 【気象庁が発表】	大雨の数日~ 約一日前

※各種の情報は、警戒レベル1~5の順番で発表や発令がされるとは限りません。状況が急変することもあります。

## 特別警報

- 「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものです。
- 特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。



## 特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表します。
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合(噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合(緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

\*噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」「噴火警戒レベル4又は5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード:居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。